

福島県河川道路美化作業傷害保険ガイド

河川道路美化作業傷害保険制度について

1 傷害保険は、万一のケガに備えるためのものです。

河川及び道路において、愛護団体責任者の管理下で行う側溝清掃、草刈り、ゴミ集め等の美化作業中に誤って負傷し、治療を受けた場合、この保険が適用になります。

2 保険料は県が負担します。

保険料は、美化作業毎に各人が参加するものについて、福島県が負担します。

3 保険は1年を通じて適用になります。

この傷害保険は、7月の河川・海岸愛護月間、8月の道路ふれあい月間中の美化作業ばかりでなく、年間を通じての河川・道路美化作業中の作業者のケガについて適用になります。

4 愛護団体は県の認定が必要です。

この保険は、県の認定を受けている、愛護団体の主催する美化作業中のケガについて、適用されるものです。

愛護団体が県の認定を受けるには、団体の構成員の名簿を市町村の担当部署に提出して、市町村から県あてに団体名簿の届出をしてもらってください。

5 保険金は通院1日につき、1,000円です。

美化作業に起因するケガにより、医師の治療を受けた場合は、通院1日につき1,000円が支払われます。

ただし、事故日から180日以内の通院が対象となり、通院日数90日を限度として保険金が支払われます。

6 入院した場合は、入院1日につき1,500円が支払われます。

入院した場合は、入院1日につき1,500円が支払われます。

ただし、事故の日から起算して180日を超えた分については支払われません。

また入院保険金が支払われる場合で、事故の日から起算して180日以内にそのケガのために所定の手術を受けたときは、入院保証金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額の保険金が支払われます。

7 不幸にもお亡くなりになられた場合、あるいは後遺障害を被った場合にも保険金は支払われま す。

事故の日から起算して180日以内にケガのためお亡くなりになられた場合には、100万円が支払われます。

また、事故の日から起算して180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を被った場合は、その程度に応じて4万円から100万円までの後遺障害保険金が支払われます。

8 事故が起きたら（事故報告の手順） ※「事故対応スキーム」参照

美化作業中にケガをされた場合、次のとおり手続きを行ってください。

- ① ケガをされたご本人（作業をされていた方）または代理人は、事故の状況を市町村の担当者にご連絡ください。

<ご連絡いただく内容>

- ・ケガをされた方の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号
- ・事故発生の日時、場所、事故状況
- ・診断名（ケガの程度）、治療見込み、病院名

- ② 市町村の担当者は、報告内容に相違がないか確認し、「報告者」「請求書送付先」「事故証明書【市町村】」に記入して公印を押印のうえ、次の書類を添えて共栄火災海上保険株式会社（福島支社）に送付します。あわせて、県の管轄建設事務所または土木事務所にFAXを送信してください。

<送付いただく書類>

- ・事故報告書
- ・行事内容のわかる資料（案内文書等）
- ・ケガをされた方の当日の作業参加者の名簿

送付先) 〒960-0231 福島県福島市飯坂町平野字三枚長 1-1（J A福島ビル）

共栄火災海上保険株式会社 東北支店福島支社

TEL:024-554-3006 FAX:024-554-3025

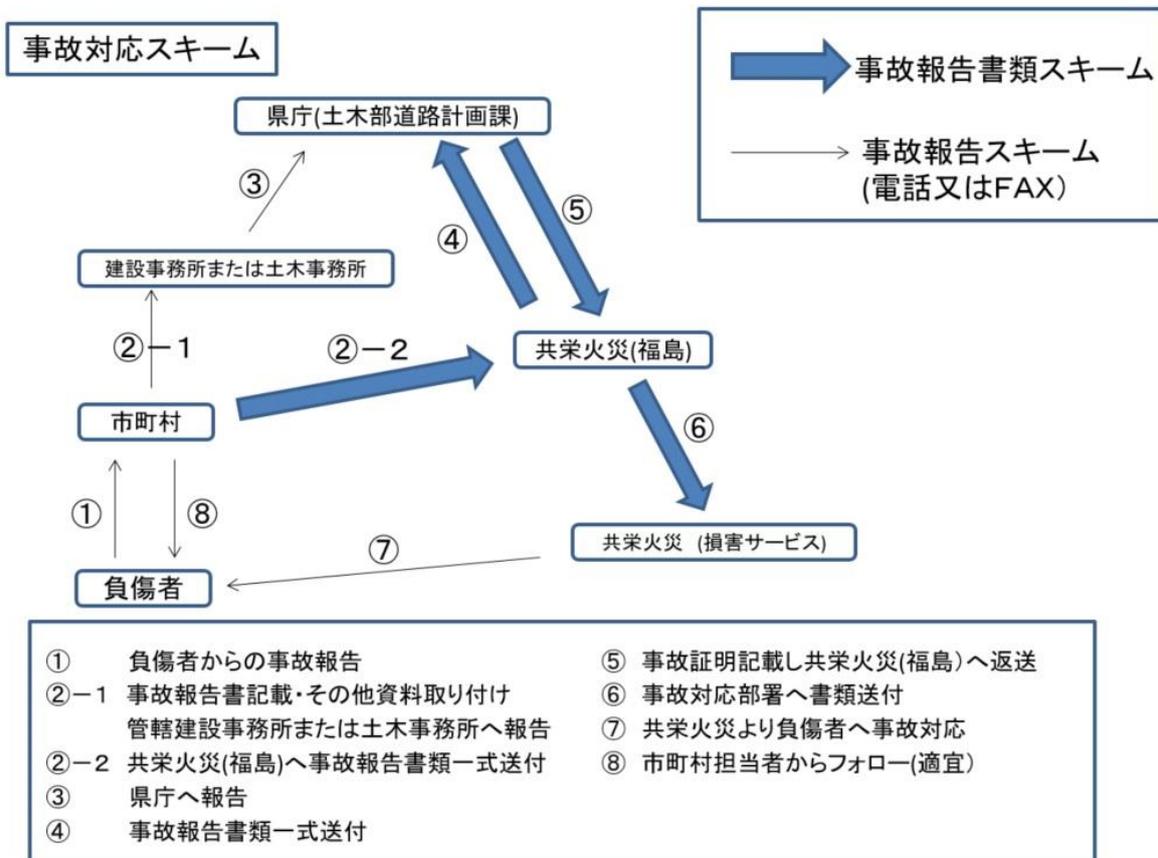
- ③ 共栄火災海上保険株式会社（福島支社）では、送付された書類を確認して福島県土木部道路計画課に提出します。
- ④ 福島県土木部道路計画課では、受け取った書類の内容と事前にFAXで報告を受けていた内容が一致しているかを確認します。「事故報告書」裏面の「事故証明書【福島県】」に記入・押印のうえ、共栄火災海上保険株式会社（福島支社）に送付します。
- ⑤ 共栄火災海上保険株式会社（ダイレクト損害サービス部 傷害損害サービス第五課）から、「請求書送付先」に保険金の請求にあたって必要な書類を送付します。治療終了後に次の書類をそろえて返信用封筒で返送してください。

なお、死亡された場合や後遺障害が残った場合などは、下記以外にも必要な書類があります。

<保険金の請求にあたってご提出いただきたい書類>

- ・ 保険金請求書兼同意書
- ・ 事故状況報告書
- ・ 同意書
- 診断書 (注)

(注) 保険金請求額が10万円以下で、かつ入院を伴う手術を受けていない場合は、「入院・通院申告書」で代替します。なお、「入院・通院申告書」を提出いただいても、記載内容が不十分な場合や詳細な情報が必要な場合等は、診断書の提出をお願いすることがあります。



(問) 保険支払いの対象となる主な負傷例は

(答) 作業中に足を滑らせて溝に落ちて足首を骨折した。

草刈り中、誤って鎌で自分の手を切った。

道路清掃中自動車にはねられた。

誤って、川に落ちて水死した。

作業中、雷に打たれて負傷した。

作業中、蛇にかまれた。

作業中、蜂にさされた。

草刈り中、誤って草刈り機で自分または同団体に所属する者が負傷した。(団体に所属していない第三者へのケガ・物の破損は対象外。)

(問) 保険金は支払われない主な例

(答) 愛護団体等の管理下外でのケガ (美化作業外でのケガ)

被保険者または保険金受け取り人の故意によるケガ

地震、噴火または津波によるケガ

被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ

(問) 保険金請求には医師の治療が必要か

(答) 原則的には保険金請求には医師の治療と診断が必要です。

ただし、手術がなく、請求額が10万円以下の場合、診断書は必要ありません。

(問) 接骨院での治療は保険金請求の対象となるか

(答) 接骨院 (柔道整復師) での治療も保険請求の対象となります。

(問) 日射病で倒れた場合、保険の適用はあるか

(答) 日射病は傷害ではないので保険の適用はありません。

作業中に脳疾患や心臓病で倒れた場合も傷害事故とならないので適用外になります。

(問) ケガの程度に基準はあるのか

(答) 特にケガの程度に基準は設けていませんが、ケガの内容、医師の治療の方法、治療日数及び平常の業務または日常生活に支障があるか等により保険金支払いの認定を行っています。

なお、後遺障害の程度は医師の認定によります。

(問) 他に傷害保険に加入していても保険の適用はあるか

(答) 適用があります。

(問) 美化作業現場まで歩く間のケガ等は保険の適用はあるか

(答) 愛護団体の構成員が、愛護団体の管理下で行う美化作業に参加するために家を出た時から現地で解散するまでの間のケガが保険の対象となります。

(問) 海岸美化作業に伴うケガも保険の対象となるか

(答) 対象となります。

(問) 公園の清掃にも保険の適用はあるのか

(答) 公園の清掃には適用されません。原則的には法定の河川・道路の美化作業中に限ります。

ただし、法定河川の上流の普通河川は適用するものとします。